

市内幼稚園・保育所（園） の認定こども園化について

1

雲南市子ども政策局 子ども政策課

平成29年11月

「はじめに」

2

平成27年4月「子ども・子育て支援新制度」がスタート

◆ 子ども・子育て新制度の社会的背景

少子化が進行し、都市部では待機児童問題等の解決が課題となり、地方都市では、少子高齢化の進行とともに子どもの人口が減少、近くに保育施設が無くなってしまいう地域も出てきている。

仕事と子育てを両立できる環境が必ずしも十分ではなく、安心して子どもを産み育てることができない人も多くなっている。

子育て家庭が地域の中で孤立し、子育ての負担感や経済負担も増大する中で、育児疲れや虐待などの問題も大きくクローズアップされてきている。

◆ 「子ども・子育て支援新制度」がスタート

課題を解決に向けて、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法※」が制定。幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月スタート。

子ども・子育て関連3法※とは、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」（児童福祉法等の改正）

新制度のしくみ

3

新制度による子ども・子育て支援サービスは「給付」と「事業」で構成されています。

■ 教育・保育給付

① 施設型給付

「保育所」・「幼稚園」・「認定こども園」⇒教育・保育施設

② 地域型保育給付

小規模保育【定員6~19人】，家庭的保育（保育ママ）【定員5人以下】，居宅訪問型保育（ベビーシッター）【個別ケアが必要な場合等保護者宅で1対1の保育】，事業所内保育（会社の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育）

③ 児童手当

■ 地域子ども・子育て支援事業

① 時間外保育事業（延長保育事業） ② 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ） ④ 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業） ⑤ 一時預かり事業 ⑥ 病児・病後児保育事業 ⑦ ファミリー・サポート・センター事業 ⑧ 乳幼児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ⑨ 妊婦健康診査 ⑩ 養育支援訪問事業 ⑪ 利用者支援事業 ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬ 本制度への多様な主体の参入を促進する事業

注）施設型給付は県が認可して市町村が確認。地域型保育給付は市町村が確認。

保育の必要性の認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定することになります。

認定区分	児童年齢	認定内容	利用できる施設	利用時間
1号認定 (1号児)	満3歳以上	教育標準時間認定 (教育を希望する場合)	幼稚園 認定こども園	4時間 ^{注1}
2号認定 (2号児)	満3歳以上	保育認定 (保育の必要な事由 ^{注2} に該当し、保育所等での保育を希望する場合)	保育所 認定こども園	8～11時間
3号認定 (3号児)	満3歳未満 (0～2歳)	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合)	保育所 認定こども園	8～11時間

注1: 1号児が、通常の利用時間を超えて保育を利用する場合は、預かり保育の利用となります。

注2: 次表参照

保育を必要とする事由

- ① 月48時間以上の就労
(雲南市はH27年度より就労下限時間を64時間から48時間に引き下げました)
- ② 妊娠・出産（産前産後）
- ③ 疾病・負傷・障がい
- ④ 親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学・職業訓練
- ⑧ 児童虐待・DV
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育所を利用しており、継続利用が必要であると認められること
- ⑩ 市が特に認める場合

※同居の親族等が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

※下線部分は子ども・子育て支援施行規則により追加された部分

保育の必要量（「保育標準時間」と「保育短時間」）

- A 「保育標準時間」利用
⇒フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）
- B 「保育短時間」利用
⇒パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

『認定こども園』移行の取り組み

6

雲南市では、「幼児期における質の高い教育と保育の提供」及び「保育ニーズの増加に対応した保育量の拡大」に対応するため、地域における保育ニーズとのバランスを考慮しながら幼稚園の良さと保育所の良さを生かした「認定こども園」へ幼稚園・保育所とも5カ年（H27～31）をかけて順次移行していく方針です。
（小規模等により一部移行時期を定めない施設もあります。）

■ 『認定こども園』とは

幼稚園と保育所の良い面を生かし、両方の役割を担う施設であり、保護者の就労形態に関わらず子どもたちの保育と教育の場として利用できます。

また、子育て相談や親子の交流など地域における子育て支援も行います。

少子化が進む地域では、定員割れしている幼稚園を認定こども園へ移行することで、適切な人数の集団で子どもの育ちの場を確保することができます。

■ 3つのポイント

- ① 保護者の働いている状況に関係なく、どの子どもでも教育・保育を一緒に受けられる。
- ② 保護者が失業や就職など、就労状況が変わっても、継続して利用できる。
（但し、利用時間の変更は生じる。）
- ③ 子どもが通園してない家庭を含め、子育て相談や親子の交流の場となるよう子育て支援の場としていく。
（既に「園（所）開放」といった形で取り組まれているケースもあります。）

幼稚園及び保育所（園）からの移行

7

■ 『認定こども園』化による課題解決

項目	課題	認定こども園化による改善効果
一貫した教育・保育の提供	将来、同じ小学校へ入学する子どもでも、保護者の就労形態などにより幼稚園又は保育所のいずれかの施設への入所を選択し、別々の施設に通園しています。このため、同一地区内に居住する子ども同士であっても、就学前の時期に十分な交流を行いきにくい現状にあります。	1号児、2号児双方の受入れが可能となるため、同一地区内に居住する子どもが小学校就学前の時期を同一施設内で過ごすことができる環境が整います。小学校と就学前の円滑なつながりが図られることにより、一貫した教育・保育の提供が可能となります。
育ちに必要な一定の集団規模の確保	幼稚園は周辺地域にも設置されている反面、どちらかというと保育所は中心地域に配置されています。このため、とりわけ周辺地域にある幼稚園では小規模化が進み、子どもが適切な集団の中で学び、活動することが、だんだんと難しくなっています。	保護者の就労形態により、保育所にやむなく通所していた子どもたちを、地区内の幼稚園から移行した認定こども園で受け入れることができれば、小規模化の進む園においても一定程度の集団規模が確保でき、人との関わりが多くなることで、子ども一人ひとりの成長の可能性が広がります。
保育所における子どもの継続的な受け入れを保障	近年、0歳から2歳までの子どもに対する保育ニーズの急激な高まりがみられます。同ニーズに対応するため、これまで雲南市でも保育所施設の増改築を実施し、保育量の拡大に努めてきました。その一方で、3歳未満の子どもを多く受け入れたことにより、入所から5歳児までの継続入所が困難な保育所が出始めています。（斐伊保育所、三刀屋保育所で問題が切実化）	幼稚園の認定こども園化を図ることは、3歳から5歳児についても保育量の拡大を図ることにもつながります。幼稚園から移行した認定こども園ができることで、2号児の施設の選択肢が広がり、結果として一施設への集中が緩和され、狭隘となっている保育所の施設環境改善につながることで、5歳児までの間、安心して施設入所できる環境をつくります。

■ 受入児童と利用時間

施設区分	受入児童	利用時間
幼稚園から移行する『認定こども園』	1号児（幼稚園籍児） <u>2号児（保育所籍児）</u>	概ね18時までの保育が可能となります。
保育所（園）から移行する『認定こども園』	<u>1号児（幼稚園籍児）</u> 2号児（保育所籍児） 3号児（保育所籍児）	概ね14時までの施設利用が可能となります。 （これまで幼稚園のなかった掛合町・吉田町では保護者の選択肢が広がります）

※下線の児童を新たに受け入れることができます。

■ 子どもの生活（生活時程の比較） 3歳以上児のイメージ

時間 (目安)	幼稚園	保育所	認定こども園	
			1号児 (幼稚園籍児)	2号児 (保育所籍児)
7:30~		登園		登園
~8:30	登園	活動	登園	活動
8:30~	活動	〃	共通活動	共通活動
12:00	給食	給食	給食	給食
14:00	降園	午睡（休憩）	降園	午睡（休憩）
15:00		活動（おやつ）		活動（おやつ）
18:00		降園		降園

※保育所から移行する認定こども園では、上記の他、従来の保育所同様に2・3号児については土曜日の保育も実施します。（加茂：18時まで、その他：13時まで）

※幼稚園から移行する認定こども園では土曜日の保育の実施はありません。

■ 認定こども園の利用に伴う留意事項について

(※詳細内容については、別紙 F A Q 参照)

◆ 施設への入所申込方法

平成29年度までと変更はありません。

1号児の新規入園(所)又は年度当初での移籍は、市役所(子ども政策課)・総合センター市民福祉課へ申し込んでいただきます。

継続入園(次年度以降)の場合は、卒園までの間は特に不要です。

2号児及び3号児の新規入園(所)は、市役所(子ども政策課)・総合センター市民福祉課へ申し込んでいただきます。継続入園(所)の場合は、各施設・市役所(子ども政策課)・総合センター市民福祉課へ申し込んでいただきます。

◆ 施設利用料(保育料)

幼稚園または保育所の保育料を基準に、1号児(幼稚園保育料)、2号児及び3号児(保育所保育料)をそれぞれ徴収します。

◆ 給食費 ※完全給食(主食・副食共提供する)の場合

1号児の場合・・・幼稚園と同様に日額243円を徴収させていただきます。

2号児の場合・・・主食費について月額650円を徴収させていただきます。

3号児の場合・・・給食費としての徴収はありません。(施設利用料(保育料)に含む)

◆ 年度途中の移籍

急に家族の就労形態が変化した場合などは、移籍の手続きを行うことで認定こども園に引き続き入所することができます。(※不要の移籍を抑制するため、一定のルールを設けています。)